

第十回 国会 文 部 委 員 会 議 錄 第 八 号

(二二六)

昭和二十六年三月九日(金曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事岡延右エ門君 理事若林 義則君

埋事小林 進一君

柏原 甲木 保君

坂田 道太君 高木 章君

東井三代次君 圓谷 光衛君

平島 良一君 笹森 順造君

出席政府委員

文部政務次官 水谷 昇君

文部事務官(大臣) 篠原 義雄君

文部事務官(大) 稲田 清助君

文部事務官(大) 学術局長

委員外の出席者

専門員 横田重左衛門君

専門員 石井 昭君

三月七日 公立大学管理条例(内閣提出第八二号)

国立大学管理条例(内閣提出第八三号)

学校給食法制定に関する請願(庄司一郎君紹介)(第一〇七六号)

同(塙田賀四郎君紹介)(第一一一〇号)

ニュース映画、教育映画助成に関する請願(佐々木更三君紹介)(第一一九号)

北海道学芸大学拡充の請願(伊藤郷一君外五名紹介)(第一一二一號)

九州大学放射線從業員待遇改善に関する請願(福田昌子君紹介)(第一二三号)

大垣市立興文中学校校舎建築促進に関する請願(大野伴陸君紹介)(第一二七号)

私立学校共済組合設立に関する請願(松本七郎君紹介)(第一二八号)

同日

産業教育法制定に関する陳情書(富山市富山県議会議長高原耕造)(第三二八号)

博物館法制定に関する陳情書(大阪市天王寺公園内大阪市立美術館長望月信成)(第三二一号)

教職員の結核療養期間延長に関する陳情書(明石市大蔵谷字東野地内兵茂夫外四十一名)(第三六七号)

を本委員会に送付された。

同日

本日の会議に付した事件

宗教法人法案(内閣提出第五一号)

公立大学管理条例(内閣提出第八二号)

国立大学管理条例(内閣提出第八三号)

法律案(内閣提出第八四号)

同日

国立大学管理条例(内閣提出第八三号)

国立大学管理条例(内閣提出第八二号)

宗教法人法案(内閣提出第五一号)

公立大学管理条例(内閣提出第八三号)

法律案(内閣提出第八四号)

として質疑を続行いたします。浦口

する請願(福田昌子君紹介)(第一二三号)

大垣市立興文中学校校舎建築促進に関する請願(大野伴陸君紹介)(第一二七号)

私立学校共済組合設立に関する請願(松本七郎君紹介)(第一二八号)

北海道学芸大学拡充の請願(伊藤郷一君外五名紹介)(第一一二一號)

九州大学放射線從業員待遇改善に関する請願(福田昌子君紹介)(第一二三号)

大垣市立興文中学校校舎建築促進に関する請願(大野伴陸君紹介)(第一二七号)

私立学校共済組合設立に関する請願(松本七郎君紹介)(第一二八号)

前会に引き続き、宗教法人法案を議題としていたしまして、質問の機会を得ましたのでしたので、あるいは一部重複する点がありましたならば御了承を願いたいと思います。総括的に二、三お尋ねしてみたいと思います。

この提案理由の中に、信教の自由の基盤の上に立つ新たな宗教法人制度の確立が、各方面から要望される実情にあつた、それに即してこのたびの法案が出了た、こういうふうに御説明になつておりますが、実は新興宗教団体方面からは、かつて宗教に対して国家から保護を受けたこともない、また保護を受けた、宗教といつもの必ずしも正常な発展をして行く、こういうことであります。しかし、いまさらここに政府がこの法案をそういう意味合いで考えられたという点が、たいへんふに落ちない、こういう意見も出ております。その点に対して、まず政府の御意見をお聞きしたいと思います。

○篠原政府委員 お答え申し上げます。いわゆる新興宗教団体と申しますのは、終戦後、宗教法人令に基きまして、宗教法人として届出のあつたものが、一般には新興宗教団、こういうふうに呼ばれておるようござります。それにつきましても、やはり従前の教派なり教団が受けっていたと同じように、平等な公平な租税その他の恩典を、現行宗教法人令にのつとりまして

現実に受けておるわけであります。それで新しく宗教法人法を設けまして、さらに宗教財産の確保を期しておる次第であります。その他位がさらに確保されるという意味において、一般の各宗教団体と同じように、地位の確保が

○篠原政府委員 「信者を教化育成」というのは、宗教団体の主目的の一つといたしまして、宗教団体全部がほとんど教義を広め、儀式行事をする、あるいは信者の教化育成をするということを、共通な要素としておりますので、これを掲げたというでござります。この意味内容は、信者に教義を深めて行く、あるいは教えます／＼体得せしめる、あるいは教師の養成をする、あるいは未信者を信者にいたしまして

○浦口委員 今御説明で聞くと、大体この法案が物的な面を規定したこととどめてあるので、そろそろ一応了承するわけであります。そこでこの法案の最初に、宗教の定義が書いてあるのですが、この中には「信者を教化育成」ということが掲げられております。そこでこの法案の最初に、宗教の定義が書いてあるのですから検討されなければなりませんが、少くとも教化育成ということになります。ところがわけであります。もちろんこの字句だけを見ますと、これは当然そうあるべきであると思うのであります。少くとも教化育成ということになります。ところが

○浦口委員 そういふことになって参りますと、おのずから教祖、それから經典、あるいは教義という非常に問題になつて来ると考えられるのであります

が、おのずから検討されなければならぬ、こう思うのであります。ところが信教の自由といふことによりまして、その宗教団体の教義、あるいは教化の内容そのものについては一つも触れてゐない。こういうことは、再三お聞きしておるのであります。これは非常に根本的な問題であり、また幅の広い意味を持つて来るわけでありますので、この前の委員会においても、また各宗派の懇談会におきましても、非常に重要な問題であります。

この法律におきましては、宗教団体は法人となり得る道を開いたというところでございまして、宗教団体それ自体が、客観的に現実的に宗教団体であるものならば、その道は開かれる、そうしてこの法律の上で宗教法人となりますにおいては、特殊の恩典なり保護が與えられる関係上、少くとも宗教法人となる前提として、

宗教団体としての自主的な活動母体が必要だという意味から見れば、その宗

教団体はいかなるものかというので、一般的の宗教の現象を静かにながめますと、先ほど申しました教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化、育成するという要素がございます。これを定義といたします宗教団体であるならば、宗教法人としての道が開かれる。従つてこれらの三つの目的を有しているかどうかということによつて、宗教団体なりやいなや一應見定めるという趣旨でございまして、教義あるは經典、縁起というものを、一々出さなければならぬのだという趣旨ではございません。宗教法人として申請する場合においては、みずから自己の責任におきまして、客観的に宗教団体であると称するに適當だと思われる書面を出していただけばけつこうであります。経典、縁起等をわざく出さなくてはならないのだという趣旨ではございません。

○浦口委員 そういたしますと、いわゆる宗教と宗教団体との相違が、当然考えられて来ると思うのであります。が、この間も新興宗教団体の方々のお話では、いわゆる政府の見方でする、宗教団体という形式は備えていても、一人の教祖なら教祖がいて、そこに相当の信者を集めて、いわゆる第二條にうたつておりますよな、信者を容を持たなければ、これに対する特典が與えられないか、こういうことにについて、非常に大きな疑問があるといふ意見もあつたのであります。もちろん、これは法人として扱われなくとも、宗教活動は自由であるということ

が、その点について非常に疑問があるのです。おきましてお考へになつておりますが、どういふふうにお考へになつておりますか。

○篠原政府委員 世に宗教団体といわれ、また一定の教義を持ち、信者を持つて活動されている、しかもそれが宗敎法人でないものもたくさんござります。宗教団体であつても、宗教法人となつてないものもたくさんござります。なおこの法律は、宗教団体は宗教法人になれるという道を開いたにすぎないのです。なんな宗教団体でも、全部宗教法人にならなければなりません。なまうとする意思がなければ、必ずしも宗教法人になる必要はございません。それで、宗教団体でも、宗教法人となつてないものもたくさんござります。

○浦口委員 それと並んで、宗教法人にならなければなりません。

○浦口委員 それにつきましては、法が規定しておられますところの保護、恩典というものがございます関係上、少くとも公益法人がございますから、これが主目的であるといふことではございませんで、御自由になりたいものがなつてほしい。それにつきましては、法が規定しておられますところの保護、恩典というものがござりますが、少くとも国民全般から考えまつて必要だらうという意味合のものと

○浦口委員 その辺の限界がたいへんむずかしいと思います。たとえば、この法案にもあります。たとえば、この法の本質が、これはここでいう宗教団体とは考へないといふことです。要は、そのあとがつた収益を教義の普及その他のために公共性を持つて使えばよい、こういふふうに法案に盛られておると思うのですが、法文の上においては明確にしていないわけです。要は、そのあとにダンス・ホールを経営しているとか、あるいはいかがわしい旅館のようないふふうに、なぜあえていろいろな宗教団体でないものが、宗教法人になつた

○浦口委員 そのためには、いろいろ費用がいるわけではありません。だから、どういう仕事をやつても、その利益が本質的に使われなければなりません。もちろん教義を広めるために、いろいろ費用がいるわけではありません。たまにその点がむずかしい問題になつて来ると思いますけれども、そういう本質とあまりにかけ離れて、いわゆる當利を主とした事業をやつしているという場合は、これを禁止しておるわけであります。

○浦口委員 たいへんその点がむずかしい問題になつて来ると思いますけれども、そういう本質とあまりにかけ離れた、いわゆる當利を主とした事業をやつしているという場合は、これを禁止するといふことができるわけですね。そのためには、いろいろ費用がいるわけではありません。たまにその点がむずかしいことが見えるときがありますが、その場合の処分となります。

○浦口委員 いたしましては、その業種を停止させるだけにとどまるか、あるいはそれのがこの法の趣旨をはずれていたりする場合があるということを言つておりますが、その場合の処分となります。

○浦口委員 いたしましては、その業種を停止させられるか、その点をちよつとお尋ねしたいと思います。

○浦口委員 事業の停止とか、あるいは認証の取消しといふような重大な場合におきましては、宗教法人審議会の御意見を聞いた上で、処置するこ

とになつております。その場合におきまして、宗教法人審議会にかけて、そ

に原因があるか。政府としてこれを検

は少くとも官の所轄庁の自由で、ある

いは恣意的な態度に出ないという限りにおける宗教法人審議会の意見を聞い

た上でやるということにするならば、

お説の点は、公平なる建前から判断さ

れるのじやないかと、うところに、

われくは期待をかけておるわけであります。

○浦口委員 どうも公益性と當利性とは、必ずしも一致しませんので、その

点むしろ純當利的と見られるものにつ

いては、その収益の用途といふものに

ついての指示を與える以外に、これを

やがては、しかしながら、信者の教育開

拓を主目的の一つにしているか、ある

か、こういう点になりますと、その

事実を比較いたします場合におきまし

るか、こういう点になりますと、その

事実を比較いたします場合におきまし

験のある者のうちから委員を任命することができる。

7 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得ることができないときは、文部大臣は、その委員を免職しなければならない。

(委員の任期)

第五條 国立大学審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかわらず、引き続き在任する。

(会長及び副会長)

第六條 国立大学審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、国立大学審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 会長及び副会長の任期は、一年とする。但し、会長又は副会長が欠けた場合の後任の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長及び副会長は、再任されることができる。

(委員の免職)

第七條 文部大臣は、国立大学審議

会の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするとときは、国立大学審議会の意見を聞かなければならない。

うとするときは、国立大学審議会の意見を聞かなければならない。但し、第四條第二項第三号の委員について、更に両議院の同意を得なければならない。

(権限)

第八條 文部大臣は、国立大学一般に関する左に掲げる事項についてその基本方針の決定をする場合においては、あらかじめ国立大学審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 国立大学審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 一、国立大学に関する事項の立案に関する事項

二、国立大学のための予算の見積りに関する事項

三、国立大学及びその学部、大学院、研究所その他重要な研究施設の設置廃止に関する事項

四、国立大学の学生定員に関する事項

五、国立大学の授業料、入学検定料及び入学金に関する事項

六、国立大学審議会は、国立大学の予算その他国立大学に関する重要な事項について、文部大臣の諮問に答え、又はこれに対して建議することができる。

(会議の招集)

第九條 国立大学審議会の会議は、会長が召集する。

2 会議は、定期会及び臨時会とする。

3 定例会は、毎年三回招集し、臨時会は、会長が必要と認めた場合又は委員総数の三分の一以上の委員から会議に附議しようとする事

項を示して請求があつた場合に招集する。

(議事)

第十條 国立大学審議会の会議は、会長がその議長となる。

2 国立大学審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第十一條 この法律に定めるものの外、国立大学審議会の議事及び運営の細目については、国立大学審議会が定める。

5 第十二條 第一号又は第二号の商議員の報酬及び費用弁償は、商議員の定数の三分の一をこえることとができない。

6 第二項第一号又は第二号の商議員が、それぞれ学長又は教授の地位を失つた場合には、当然退職するものとする。

7 第三項第一号又は第二号の商議員は、その職務に対する報酬を受けない。但し、その職務を行ふために必要とする費用の弁償を受け取ることができる。

8 第四項第一号又は第二号の商議員は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(庶務)

第九條 商議会に会長を置き、学長をもつて充てる。

2 会長は、商議会の会務を総理する。

3 会長に事故がある場合は会長が欠員の場合には、会長があらかじめ定めた順序により、他の商議員がその職務を代理し、又はその職務を行ふ。

(商議員)

第十五條 商議会は、三十人以内において当該大学の評議会が定める

員数の商議員をもつて組織する。

2 商議員は、左に掲げる者について文部大臣が任命する。

一、学長

二、当該大学の教授のうちから、当該大学の評議会がその定める方法によつて選定した者

三、学識経験のある者のうちから、当該大学の評議会がその定める方法によつて選定した者

四、人事の基準に関する事項

五、学生定員に関する事項

六、商議会は、当該大学の教育、研究及び運営に関する重要な事項について、学長の諮問に答へ、又はこれに対して建議することができます。

7 第十九條 商議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 第二十條 第二項及び第三項の規定は、商議会の議事に準用する。

(議事)

第二十一条 商議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 第二十二条 第二項及び第三項の規定は、商議会の議事に準用する。

(商議員の報酬及び費用弁償)

2 第二十三条 第二項の規定は、商議員に准用する。

(設置)

第二十四条 国立大学に商議会を置く。

3 会長に事故がある場合は会長が欠員の場合には、会長があらかじめ定めた順序により、他の商議員がその職務を代理し、又はその職務を行ふ。

(設置)

第二十五条 商議会は、左に掲げる

大学に評議会を置く。

2 第二十六条 商議会は、各学部を置く。

3 第二十七条 商議員をもつて組織する。

(権限)

第二十八条 学長は、評議会が当該大学における左に掲げる事項について決定をする場合においては、あ

2 前項第三号の評議員は、各学部

らかじめ商議会の意見を聞かなければならぬ。

一、学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項

二、予算の見積りに関する事項

三、学部、学科、大学院、研究所その他の重要な施設の設置廃止に関する事項

ごとに、評議会において当該学部の教授のうちから選出した者について学長が任命する。

3 第一項第二号の評議員が教授の地位を失つた場合には、当該退職するものとし、当該評議員に欠員を生じた場合には、学長は、その都度、当該評議員を選出した学部の教授のうちから、前項の方法により補欠の評議員を任命しなければならない。

4 当該大学の事情により、評議会の定める規程に基いて、第一項第三号の教授の数を五人までに増加した場合に、当該評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授、附属図書館長、附属病院長その他重要な職にある職員を評議員とすることができる。

5 前項の規定により第一項第四号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授を評議員とすることとした場合におけるこれらの評議員の任命、退職及び任期についてのとく。

(教授である評議員の任期)
第二十四條 前條第一項第三号の評議員の任期は、二年とする。
2 第五條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前條第一項第三号の評議員に準用する。

(権限)
第二十五條 当該大学における左に掲げる事項は、評議会の審議決定を経なければならぬ。
1 第十八條第一項各号に掲げる事項

二 各学部その他の部局の連絡調整に関する事項

三 商議会に附議しようとする事項の原案作成に関する事項

四 商議会が答申し、又は建議した事項の処理に関する事項

五 職員及び学生の福祉及び厚生に関する事項

六 当該学部の教授会の議決を経て行う学生の懲戒に関する事項

七 その他当該大学の運営に関する重要事項

八 評議会は、前項に掲げる事項の外、この法律及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(議事及び運営)

第二十六條 評議会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 前項に定めるものの外、評議会の議事及び運営の方法については、評議会が定める。

第五項 教授会

第二十七條 国立大学の学部に教授会を置く。

(組織)

第二十八條 教授会は、学部長(一個の学部のみを置く国立大学(以下「單科大学」という。)にあつては、学長。以下この章において同じ。)及び学部の教授の全員をもつて構成する教授会が行う。

2 前項の場合においては、教授会は、学長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基いて、附置研究所の長その他重要な職にある職員をその構成員に加えることができる。

(代議員会)

第二十九條 当該学部における左に掲げる事項は、教授会の審議決定を経なければならない。

1 第十八條第一項各号に掲げる事項

(権限)

第二十九條 当該学部における左に掲げる事項は、教授会の審議決定を経なければならない。

一 学科、講座(これに代るべきものを含む。)並びに教育及び研究に関する施設の設置廃止に関する事項

二 学科の種類及び編成に関する事項

三 学生の入学及び卒業の認定に関する事項

四 学生の試験に関する事項

五 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項

六 学生の懲戒に関する事項

七 その他当該学部の教育、研究及び運営に関する重要事項

2 教授会は、前項に掲げる事項の外、この法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(附置研究所の教授会)

第二十二條 国立大学の附置研究所に教授会を置く、但し、当該研究所の事情により、評議会の議決を定める。

3 前項に定めるもの外、代議員会の組織、権限並びに議事及び運営の方法については、教授会が定める。

2 教授会は、前項に掲げる事項の外、この法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

7 その他当該学部の教育、研究及び運営に関する重要事項

(設置)

2 前項に定めるものの外、評議会の議事及び運営の方法については、評議会が定める。

第五項 教授会

第二十一条 單科大学においては、評議会の権限は、学長及び教授の全員をもつて構成する教授会が行う。

2 前項の場合においては、教授会は、学長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基いて、助教授、常勤の講師又は教授若しくは助教授に准ずる職員をその構成員に加えることができる。

(代議員会)

第二十二条 單科大学においては、評議会の権限は、学長及び教授の全員をもつて構成する教授会が行う。

2 前項の場合においては、教授会は、学長及び教授をもつて構成する教授会の定める規程に基いて、附置研究所の長その他重要な職にある職員をその構成員に加えることができる。

な事情がある場合には、教授会の権限(單科大学にあつては、評議会の権限を含む。)の一部を行わせなければならない。

会の権限を含む。)の一部を行わせなければならない。

長が任命する代議員をもつて組織員会を設けることができる。

程に基いて選出した者について学長が任命する代議員をもつて組織員会を設けることができる。

2 前項に定めるもの外、教授会は、上六年内とする。

2 学長は、当該大学の評議会の定める規程により、再任を妨げないことをすることができる。

3 学長の任免その他の身分取扱について、これは置かないことができる。

(附置研究所の教授会)

第二十二條 国立大学の附置研究所に教授会を置く、但し、当該研究所の教授会を定める。

3 前項に定めるもの外、代議員会の組織、権限並びに議事及び運営の方法については、教授会が定める。

2 教授会は、前項に掲げる事項の外、この法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

7 その他当該学部の教育、研究及び運営に関する重要事項

(職務)

第二十三條 学長は、当該大学を総括し、これを代表する。

2 学長は、当該大学の評議会の定めた方針にのつとり、当該大学の公務員特例法の定めるところによることとすることができる。

3 学長は、当該大学の商議会に對し、当該大学の評議会の定めた方針にのつとり、当該大学の運営に當り、その責に任ずる。

3 学長は、当該大学の商議会に對し、当該大学の評議会の定めた方針にのつとり、当該大学の運営に當り、その責に任ずる。

3 学長は、当該大学の商議会に對し、当該大学の評議会の定めた方針にのつとり、当該大学の運営に當り、その責に任ずる。

3 学長は、当該大学の商議会に對し、当該大学の評議会の定めた方針にのつとり、当該大学の運営に當り、その責に任ずる。

3 学長は、当該大学の商議会に對し、当該大学の評議会の定めた方針にのつとり、当該大学の運営に當り、その責に任ずる。

研究所の長)が招集し、その議長となる。

2 前項に定めるもの外、教授会は、の議事及び運営の方法については、教授会が定める。

第六章 学長

(任期等)

第二十四条 学長の任期は、三年以上六年以内とする。

2 学長は、上六年内とする。

2 前項に定めるもの外、教授会は、上六年内とする。

(職務)

第三十七條 学部長及びその他の部局長は、当該学部又は部局を総括し、これを代表する。

2 学部長及びその他の部局長は、当該学部又は部局の運営に当り、その責に任ずる。この場合において、学部長又は教授会を置く附置研究所の長は、教授会の定めた方針にのつとらなければならない。(その他の管理機関)

第三十八條 この法律に定めるものを除く外、国立大学に、当該大学の事情により、この法律に定める機関以外の管理機関を置くことができる。

2 前項の管理機関の組織、権限及び運営の方法については、当該大学の評議会が定める。

3 この法律施行の際にお実施に至らないものは、この法律に基く評議会又は教授会が審議決定したものとみなす。

4 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第三章の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

5 第一回の国立大学審議会の会議は、第九條第一項の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。

6 国立大学審議会の最初の任命に係る第四條第一項第三号の委員のうち半数の者の任期は、第五條第一項の規定にかかわらず、一年とする。

7 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

8 この法律施行前に從前の評議会又は教授会が審議決定した事項でこの法律施行の際にお実施に至らないものは、この法律に基く評議会又は教授会が審議決定したものとみなす。

2 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

3 この法律施行前に從前の評議会又は教授会が審議決定したものが、前項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

4 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

5 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

6 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

7 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

8 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

(第一章 総則)

第一條 この法律は、公立大学の管理についてその自治を尊重するとともに民意を反映せしめて、公立大学の適正な管理を図ることを目的とする。

第二條 公立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営については、他の法律に別段の定がある場合を除く外、この法律の定めるとする。

3 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

4 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

5 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

6 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

7 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

8 第二項各号の委員に欠員を生じたときは、文部大臣は、その都度、それぞれ當該各号に掲げる者に補欠の委員を任命しなければならない。

(第二項第一号から第三号までの委員の免職)

第一條 委員が、それぞれ地方公共団体の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするときは、公立大学審議会の意見を聞かなければならない。

第二條 文部大臣は、公立大学に関する重要な法令の立案に関する事項その他公立大学一般に関する重要な事項（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により大學設置審議会に諮問すべき事項を除く。）についてその基本方針の決定をする場合においては、あらかじめ公立大学審議会の意見を聞くなければならない。

第三條 公立大学審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

4 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

5 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

6 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

7 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

8 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

(委員の免職)

第一條 委員が、それぞれ地方公共団体の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするときは、公立大学審議会の意見を聞かなければならない。

第二條 文部大臣は、公立大学に関する重要な法令の立案に関する事項その他公立大学一般に関する重要な事項（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により大學設置審議会に諮問すべき事項を除く。）についてその基本方針の決定をする場合においては、あらかじめ公立大学審議会の意見を聞くなければならない。

第三條 公立大学審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

4 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

5 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

6 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

7 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

8 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

(委員の免職)

第一條 委員が、それぞれ地方公共団体の委員をその意に反して免職し、又は懲戒処分として免職しようとするときは、公立大学審議会の意見を聞かなければならない。

第二條 文部大臣は、公立大学に関する重要な法令の立案に関する事項その他公立大学一般に関する重要な事項（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により大學設置審議会に諮問すべき事項を除く。）についてその基本方針の決定をする場合においては、あらかじめ公立大学審議会の意見を聞くなければならない。

第三條 公立大学審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

4 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

5 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

6 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

7 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

8 第二項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の残任期間とする。

4 前項の場合において、任命後最初の国会で兩議院の事後の承認

附則

(第三十四条第一項)

第六章 第七章

第五章 第四章

第三章 第二章

第二章 第一章

第一章

公立大学管理法案

公立大学審議会

公立大学参議会

公立大学審議会

5 会長及び副会長は、再任される

ことができる。

6 会長及び副会長は、再任される

ことができる。

7 会長及び副会長は、再任される

ことができる。

8 会長及び副会長は、再任される

ことができる。

9 会長及び副会長は、再任される

ことができる。

10 会長及び副会長は、再任される

ことができる。

11 会長及び副会長は、再任される

ことができる。

12 会長及び副会長は、再任される

ことができる。

13 会長及び副会長は、再任される

ことができる。

14 会長及び副会長は、再任される

ことができる。

15 会長及び副会長は、再任される

ことができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定めるところによる。

4 前項の委員の推薦の方法は、日本学術會議の定めるところによる。

(庶務)

第十一條 公立大学審議会の庶務は、文部省大学学術局において処理する。

第三章 公立大学参議会

(設置)

第十二條 大学を設置する地方公共団体に、条例で定めるところにより、公立大学参議会を置くことができる。(委員)

第十三條 公立大学参議会は、二十人以内において当該地方公共団体の条例で定める員数の委員をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者について当該地方公共団体の長が任命する。

一 大学の学長

二 当該地方公共団体の設置する大学の教授のうちから当該大学の評議会がその定める方法によつて選定した者

三 学識経験のある者について当該地方公共団体の議会の同意を得た者

3 前項第一号及び第二号の委員の数は、委員の定数の二分の一をこえることができない。

4 当該地方公共団体に二以上の大学がある場合において、各大学から選出すべき第一項第二号の委員の数については、当該地方公共団体の条例で定める。

5 第二項第一号又は第二号の委員が、それぞれ学長又は教授の地位を失った場合には、当然退職するものとする。

第十五條 公立大学参議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互

6 第二項第二号又は第三号の委員に欠員を生じたときは、当該地方公共団体の長は、その都度、それぞれ当該各号に掲げる者について、公立大学参議会を置くことができる。

(庶務)

は、文部省大学学術局において処理する。

第三章 公立大学参議会

(設置)

第十二條 大学を設置する地方公共団体に、条例で定めるところにより、公立大学参議会を置くことができる。(委員)

7 第二項第三号の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、当該地方公共団体の議会の閉会又は解散のためその同意を得ることができないときは、当該地方公共団体の長は、同項第三号の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで、学識経験のある者のうちから委員を任命することができる。

8 前項の場合においては、任命後最初の議会で事後の承認を得なければならぬ。この場合において、議会の事後の承認を得ること

ができないときは、当該地方公共団体の長は、その委員を免職しなければならない。

9 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

10 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

11 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

12 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

13 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

14 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

15 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

16 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

17 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

18 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

19 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

20 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

21 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

22 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

23 当該地方公共団体の長は、第二項第三号の委員の任命について議会の同意を得る場合又は第七項の規定により当該委員を任命する場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞かなければならない。

め、又はその求めに応じ、若しくは自ら進んで意見を述べることができる。

2 会長は、公立大学参議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 公立大学参議会を置く地方公共団体の設置する大学の学長は、評議会が当該大学における左に掲げる事項について決定をする場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の長を通じて公立大学参議会の意見を聞かなければならない。

5 一 学則その他重要な規程の制定

2 会長及び副会長の任期については、当該地方公共団体の条例で定める。

3 各学部の教授二人

4 会長及び副会長の任期については、当該地方公共団体の条例で定める。

5 会長は、公立大学参議会の会務を総理する。

6 評議会は、左に掲げる

7 評議員をもつて組織する。

8 評議員の任期は、二年とする。

(評議員)

評議会は、左に掲げる

9 評議員をもつて組織する。

10 評議員の任期は、二年とする。

11 評議員の任期は、二年とする。

12 評議員の任期は、二年とする。

13 評議員の任期は、二年とする。

14 評議員の任期は、二年とする。

15 評議員の任期は、二年とする。

16 評議員の任期は、二年とする。

17 評議員の任期は、二年とする。

18 評議員の任期は、二年とする。

19 評議員の任期は、二年とする。

20 評議員の任期は、二年とする。

21 評議員の任期は、二年とする。

22 評議員の任期は、二年とする。

23 評議員の任期は、二年とする。

24 評議員の任期は、二年とする。

25 評議員の任期は、二年とする。

26 評議員の任期は、二年とする。

27 評議員の任期は、二年とする。

28 評議員の任期は、二年とする。

29 評議員の任期は、二年とする。

30 評議員の任期は、二年とする。

31 評議員の任期は、二年とする。

32 評議員の任期は、二年とする。

33 評議員の任期は、二年とする。

34 評議員の任期は、二年とする。

35 評議員の任期は、二年とする。

36 評議員の任期は、二年とする。

37 評議員の任期は、二年とする。

38 評議員の任期は、二年とする。

39 評議員の任期は、二年とする。

40 評議員の任期は、二年とする。

41 評議員の任期は、二年とする。

42 評議員の任期は、二年とする。

43 評議員の任期は、二年とする。

44 評議員の任期は、二年とする。

45 評議員の任期は、二年とする。

46 評議員の任期は、二年とする。

47 評議員の任期は、二年とする。

48 評議員の任期は、二年とする。

49 評議員の任期は、二年とする。

50 評議員の任期は、二年とする。

51 評議員の任期は、二年とする。

52 評議員の任期は、二年とする。

53 評議員の任期は、二年とする。

54 評議員の任期は、二年とする。

2 第五條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前條第一項第三号の評議員に準用する。

第三十一条 当該大学における左に掲げる事項は、評議会の審議決定を経なければならない。

(権限)

一 第十六條第四項各号に掲げる事項

二 予算の見積に関する事項

三 学部、学科、大学院、研究所その他重要な施設の設置廃止に関する事項

四 学生定員に関する事項

五 各学部その他の部局の連絡調整に関する事項

六 公立大学参議会の意見を聞くこととする事項の原案作成に関する事項

七 公立大学参議会が意見を述べた事項の処理に関する事項

八 職員及び学生の福祉及び厚生に関する事項

九 当該学部の教授会の議決を経て行う学生の懲戒に関する事項

十 その他当該大学の運営に関する重要事項

2 評議会は、前項に掲げる事項の外、この法律及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(議事及び運営)

第二十四条 評議会の会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 前項に定めるもの之外、評議会の議事及び運営の方法についての規定は、評議会が定める。

2 教授会は、前項に掲げる事項の例

外、この法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

第三十五条 公立短期大学以外の公立大学の学部及び公立短期大学に教授会を置く。(組織)

第二十六条 教授会は、学部長(一
個の学部のみを置く公立大学以
下「單科大学」という。)及び公立短
期大学にあつては学長。以下この
章において同じ。)及び学部又は公
立短期大学の教授の全員をもつて
組織する。

2 教授会は、学部長及び教授をも
つて構成する教授会の定める規程
に基いて、助教授又は常勤の講師
をその構成員に加えることができる。

3 附置研究所の教授会は、当該研
究所の長及び教授をもつて構成す
る教授会の定める規定に基いて、
助教授、常勤の講師又は教授若し
くは助教授に准ずる職員をその構
成員に加えることができる。

4 教授会を置く附置研究所におけ
る研究、教育及び運営に関する重
要事項は、当該教授会の審議決定
を経なければならない。

5 附置研究所の教授会は、前項の
事項の外、教育公務員特例法の規
定によりその権限に属せしめられ
た事項をつかさどる。

6 教授会は、学部長及び教授をも
つて構成する教授会の定める規程
に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

7 教授会は、教授会の定める規
程に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

8 教授会は、教授会の定める規
程に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

9 教授会は、教授会の定める規
程に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

10 教授会は、教授会の定める規
程に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

11 教授会は、教授会の定める規
程に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

12 教授会は、教授会の定める規
程に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

13 教授会は、教授会の定める規
程に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

14 教授会は、教授会の定める規
程に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

15 教授会は、教授会の定める規
程に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

16 教授会は、教授会の定める規
程に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

17 教授会は、教授会の定める規
程に基いて選出した者について学
長が任命する代議員をもつて組織
する。

て、これを置かないことができ
る。

第三十三条 学長は、当該大学を総括し、これを代表する。

2 学長は、当該大学の評議会の定めた方針にのつとり、当該大学の運営に当り、その責に任する。

3 公立大学参議会を置く地方公共団体の設立する大学の学長は、公立大学参議会に対し、当該大学の評議会の定める規程に従い、年度報告書面によつて提出しなければならない。

第七章 学部長その他の管理機関

2 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

3 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

4 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

5 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

6 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

7 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

8 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

9 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

10 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

11 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

12 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

13 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

14 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

(職務)

第三十三条 学長は、当該大学を総括し、これを代表する。

2 学長は、当該大学の評議会の定めた方針にのつとり、当該大学の運営に当り、その責に任する。

3 公立大学参議会を置く地方公共団体の設立する大学の学長は、公立大学参議会に対し、当該大学の評議会の定める規程に従い、年度報告書面によつて提出しなければならない。

第七章 学部長その他の管理機関

2 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

3 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

4 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

5 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

6 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

7 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

8 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

9 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

10 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

11 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

12 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

13 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

14 附置研究所の教授会は、当該研究所の長及び教授をもつて構成する教授会の定める規定に基いて、その権限に任する。

2 前項の管理機関の組織、権限及び運営の方法については、当該大学の評議会が定める。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第三章の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 第一回の公立大学審議会の会議は、第九條第一項の規定にかかるら、文部大臣が招集する。

3 公立大学審議会の最初の任命に係る第四條第二項第四号の委員のうち二人の任期は、第五條第一項の規定にかかるら、一年とする。

4 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

5 第十二條の規定による公立大学審議会の設置に関する条例施行の際当該地方公共団体の議会が閉会又は解散中である場合においては、当該地方公共団体の長は、第十條第二項第三号の規定にかかるら、当該地方公共団体の議会の同意を得ないで、当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞いて、学識経験のある者のうちから公立大学参議会の最初の委員を任命することができます。この場合において、議会の事後の承認を得ることができないときは、当該地方公共団体の長は、その委員を免職しなければならない。

6 前項の場合においては、任命後最初の議会で事後の承認を得なければならぬ。この場合において、議会の事後の承認を得ることができないときは、当該地方公共団体の長は、その委員を免職しなければならない。

7 この法律施行前に從前の評議会又は教授会が審議決定した事項でこの法律施行の際なお実施に至らないものは、この法律に基く評議

会又は教授会が審議決定したものとみなす。

國立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

國立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

(教育公務員特例法の改正)

(教育公務員特例法昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四條を次のよう改める。

(採用及び昇任の方法)

第四條 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

2 学長の採用のための選考は、評議会(國立短期大学にあつては、當該短期大学を併設する國立大学の評議会。以下同じ)考によるものとする。

3 学長及び昇任の方法は、當該地方公共団体の長は、第十條第一項の規定にかかるら、当該地方公共団体の議会の同意を得ないで、当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞いて、学識経験のある者のうちから公立大学参議会の最初の委員を任命することができます。この場合において、議会の事後の承認を得なければならない。この場合において、議会の事後の承認を得ることができないときは、当該地方公共団体の長は、その委員を免職しなければならない。

4 前項の規定により、當該地方公共団体の長は、その委員を免職しなければならない。

5 第十二條の規定による公立大学審議会の設置に関する条例施行の際当該地方公共団体の議会が閉会又は解散中である場合においては、当該地方公共団体の長は、第十條第二項第三号の規定にかかるら、当該地方公共団体の議会の同意を得ないで、当該地方公共団体の設置する大学の学長の意見を聞いて、学識経験のある者のうちから公立大学参議会の最初の委員を任命することができます。この場合において、議会の事後の承認を得なければならない。

6 前項の場合においては、任命後最初の議会で事後の承認を得なければならぬ。この場合において、議会の事後の承認を得ることができないときは、当該地方公共団体の長は、その委員を免職しなければならない。

7 この法律施行前に從前の評議会又は教授会が審議決定した事項でこの法律施行の際なお実施に至らないものは、この法律に基く評議

項「を「第一項」に改め、同條第五項中「前三項」を「前四項」に改め、同條第二項を同條第三項として、以 下一項づつ繰り下げ、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 評議会は、学部長、教授会を置く附置研究所の長並びに学部及び教授会を置く附置研究所の教員について前項の審査に関する決定を行うに当つては、あらかじめ当該学部又は附置研究所の教授会の意見を聞かなければならぬ。

3 第二項を次のように改める。

(勤務成績の評定)

第二條 学長並びに第二項の部局長及び教員以外の部局長及び教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長にあつては評議会、部局長及び教員にあつては評議会の議決を経て学長が行う。

4 第二條第二項から第六項までに記載された後それぞれ三年又は「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

第五條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

第六條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

第七條中「大學管理機関が定める」を「学長にあつては評議会、教員及び部局長にあつては評議会の議決を経て学長が定める。」に改める。

第八條を次のように改める。

(任期及び停年)

第八條 学長及び第二項の部局長以外の部局長の任期については、當該学部又は附置研究所の教授会の部局長及び教授会を置く附置研究所の長の任期については、當該学部又は附置研究所の教授会が定める。

2 教員の停年については、評議会が定める。

3 教員の停年については、評議会が定める。

4 前項の部局長及び教員以外の部局長及び教員の採用及び昇任のための選考は、学長が、評議会が、評議会が當該学部又は附置研究所の教授会の議決を経て定める基準により、當該学部又は附置研究所の教授会の議決を経て定める基準により、その定める規程に従つて行う。

3 学部長、教授会を置く附置研究所の長並びに学部及び教授会を置く附置研究所の教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長が、當該学部又は附置研究所の教授会の議決を経て行う。

4 前二項の勤務成績の評定は、評議会の定める基準により行わなければならぬ。

第五條第二項中「大學管理機関」を「任命権者」に改め、同條に次の二項を加える。

3 所轄庁は、大学及び大学附置研究所の長の任命権者について前項の規定による計画を樹立するに当つては、国立大学及び国立大学附置の学校にあつては國立大学審議会、公立大学及び公立大学附置の学校にあつては文部大臣を通じて公立大学審議会の意見を聞かなければならぬ。

4 前項の部局長及び教員以外の部局長及び教員の採用及び昇任のための選考は、学長が、評議会の定める基準により、評議会の議決を経て行う。

第五條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

第六條第一項中「(任用等の申出)」に改め、同條第一項中「大學管理機関」を「學長」に改め、同條に次の二項を加える。

2 前項の任命権者は、國立大学にあつては文部大臣、公立大学にあつては當該大学を設置する地方公共団体の長とする。

3 第十一條中「大學管理機関が定める。」を「評議会が定める。」に改める。

4 第十二條を次のように改める。

(勤務成績の評定)

第二條 学長並びに第二項の部局長及び教員以外の部局長及び教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長にあつては評議会、部局長及び教員にあつては評議会の議決を経て学長が行う。

3 第二條第二項から第六項までに記載された後それぞれ三年又は「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

4 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

5 第二條第二項から第六項までに記載された後それぞれ三年又は「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

6 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

7 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

8 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

9 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

10 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

11 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

12 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

13 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

14 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

15 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

16 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

17 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

18 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

2 前項の任命権者は、國立大学にあつては文部大臣、公立大学にあつては當該大学を設置する地方公共団体の長とする。

3 第十一條中「大學管理機関が定める。」を「評議会が定める。」に改める。

4 第十二條を次のように改める。

(新設の学部の学部長の選考)

第二十五條 学部長並びに学部及び短期大学の教員の採用のための選考は、任命権者が、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に關し識見を有する者について、大学設置審議会の意見を聞いて行う。

5 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

6 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

7 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

8 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

9 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

10 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

11 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

12 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

13 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

14 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

15 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

16 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

17 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

18 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

19 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

20 第二條第一項中「大學管理機関」を「評議会」に改め、同條第一項中「第五條第二項から第五項まで」を「前條第二項から第六項まで」に改める。

九

についても、国立大学の場合と趣を異にする点がありますので、それについて特別な規定を設けたのであります。国立大学の商議会に相当する機能を持つ機関として、公立大学参議会を設けることとしたしました。公立大学参議会は、各大学ごとに設けることとはせず、大学を設置する地方公共団体ごとに、これを置くことができるることとし、当該大学の学長、教授のうちから選定された者及び学識経験者よりなる二十人以内の委員をもつて組織され、公立大学の管理について自治を尊重し、民意の反映をはかる機関となつたのであります。公立大学参議会は、地方公共団体の特殊事情も考慮し、任意設置の機関といたしましたが、事情の許す限りこれを設置して、公立大学の適正な管理をはかることが望まれるのであります。

最後に、国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案は、教育公務員特例法及び文部省設置法に所要の改正を行つものであります。

以上が国立大学管理法案及び公立大学管理法案並びに国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の提出理由並びに内容の骨子でございます。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○長野委員長 国立大学管理法案及び公立大学管理法案並びに国立大学管理法及び公立大学管理法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の概要説明。稻田大学学術局長。

することをお許し願いたいと思いまして、ただいま説明のうちにございました。本法案立案の経過につきまして、起草を煩わしました大学管理法として、起草を煩わしました大学管理法案起案協議会の性格あるいは審議の経過でございます。

国立大学及び公立大学の管理方式につきましては、現在まで多年慣例で運営いたして参つたのであります。文部省におきましては、これらの大学の管理に関する法律を制定いたす必要を認めまして、年来研究を続けて来たのであります。昭和二十三年十月に至りまして、いわゆる大学法試案要綱を発表いたしまして教育刷新審議会、国立大学長会議等に諮りましてから、この法案に関心を有しまする諸団体の代表者を招いてその意見を聞きまして、それを参考にして中間試案をつくりまして、広く公表するとともに、全国の国立大学並びにこの法案について意見を有します諸団体に送りまして、その批判を求め、さらに案を改めまして公聴会に付する等、できるだけ慎重に立案に当つて参つたのであります。国立大学管理法案は、この協議会の久しきにわたる審議の結果に基いて作成せられたような次第でございます。

次に国立大学管理法案の内容について、簡単に御説明申し上げたいと存じます。

第一章は、この法律の目的を掲げてあります。

第二章は、新たに文部大臣の諮問機関として設けられて、これに諮問することを要望した建議もなされましたので、和二十四年三月、日本学術会議から大學生管理法立案のために、新たに民主的な機関を設けて、これに諮問することを要望した建議もなされましたので、ければならないというところから、昭和二十九年に至りまして、大学管理法案を起草協議会を設けまして、本格的に立案に着手いたしたのであります。

この協議会は、教育刷新審議会、日本学術会議、大学設置審議会、国立大学長会議、大学基準協会、全国大学教授連合、日本私学団体総連合、日本教職員組合から推薦されました者それぞれ一名ないし二名、それに経済界、言論界、地方公共団体関係その他各界の委員によつて構成せられたのであります。協議会は、発足以来、国立大学管理法について慎重な審議を重ねまして、約三十回の会議を開いて検討しました結果、昨年十二月中旬、協議会としての最終案を決定いたしまして、文部大臣に答申されたのであります。

第三章は、商議会に関する規定であります。商議会は各国立大学に民意を反映いたしますために、新しく設けられる機関でありまして、その組織は、学外の学識経験者を加え、評議会が第十八條に規定せられているようなのであります。

第四章は、評議会に関する規定であります。評議会は数個の学部を置く国立大学に置かれるのであります。その組織は、学長、学部長、各学部の教授二人、附置研究所長など大学関係者のみによつて、組織せられるのであります。第五條に規定せられているよろな、その大學の重要な事項は評議会の審議決定を経なければならぬのであります。

第五章は、教授会に関する規定であります。教授会は国立大学の学部に置かれまして、学部長及学部の教授の全員をもつて組織されるのが原則であります。教授会の審議決定を経なければならぬのであります。

第六章及び第七章は、長学並びに学部長その他の管理機関につきまして、その任期職務等を定め、学長は評議会の、学部長及び教授会を置く附置研究所の長は、当該学部または研究所の教授会の権限をもつて、その大學生管理法及び公立大学管理法の施行に伴つて、教育公務員特例法中の関係の條文、及び文部省設置法の一部を改正いたす必要がありますために、

所要の改正を行おうという趣旨の性質のものでござります。

た。

以上簡単ですが御説明申し上げまし

たします。
○長野委員長 本日はこれにて散会いたしました。

午後二時四十分散会

衆議院文部委員会議録第四号中正誤

貢段行

誤 正

二〇五四二 当該訴 三一当該訴
二一五各々平等 各々平等
二六五二〇 第十二條の 第十二條第
一項の規定